

議案第126号

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の  
件

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第17条」を「前条」に改め、同条第4項中「、第14条の2及び第16条」を「及び第14条の2」に改め、同条第5項中「第15条」の次に「及び第16条」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正等に準じ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する等のため、所要の改正をしようとするものである。